



令和6年度 公的年金からの町県民税等の納付について

65歳以上の方の年金所得に係る町県民税等の納付方法について、課税の基礎となる所得等の内訳(町県民税・森林環境税税額決定納税通知書)をご確認いただき、ご不明な点は役場総務課税務係までお問い合わせください。

1. 町県民税は、年金から差し引かれます(特別徴収)ので直接納付は必要ありません。
令和6年4月分については、年金から差し引かれています。(前年度通知済です。)
令和6年6月以降は、記載のとおり年金から差し引かれる予定です。

2. 令和6年度町県民税から、国税である森林環境税を併せて徴収いたします。
所得割額+均等割額(町民税 3,000 円+県民税 1,500 円)+森林環境税(国税)1,000 円

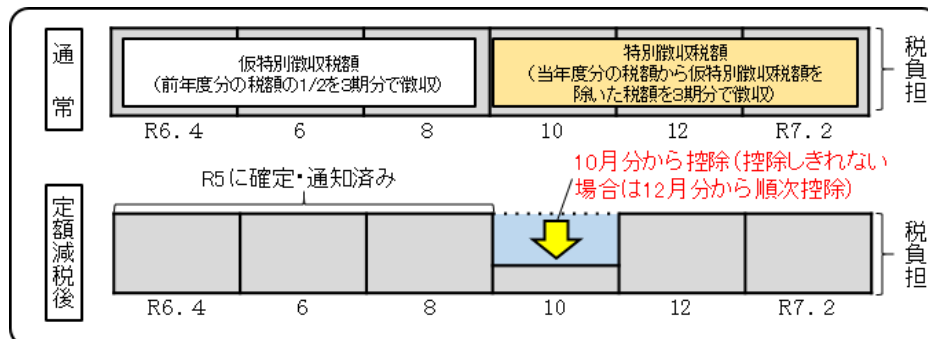
3. 町県民税の定額減税について

急激な物価上昇に対応し、可処分所得の増加につなげるため、個人町県民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。

～減税の方法～

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から順次控除します。

イメージ図



裏面もご覧ください。

4. 税額決定納税通知書の見方 「例：扶養親族なし定額減税 1 万円の場合」

定額減税前の年税額	66,000円
個人住民税定額減税	10,000円
年 税 額	56,000円
内 公的年金から特別徴収する額	56,000円
訳 給与から特別徴収する額	円

令和6年度分の町民税・県民税について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

1年間の金額です。



①本年度仮特別徴収税額

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。
また、仮特別徴収税額の合計が公的年金から特別徴収する額より多い方は、後日、還付通知書を送付します。

年金支払月	仮特別徴収税額
4月	6,800円
6月	6,800円
8月	6,800円

②本年度特別徴収税額

年金支払月	特別徴収税額
10月	5,200円
12月	15,200円
2月	15,200円

③翌年度仮特別徴収税額

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合に、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

年金支払月	仮特別徴収税額
4月・6月・8月	各 11,000円

④4月に年金から差し引かれています。

⑤翌年度分の年金から差し引かれる金額です。

※定額減税前の税額をもとに算出された減税分を控除

⑥今後、表示されている時期に年金から差し引かれます。

5. 各納期に納める額の算出 「例：年税額66,000円(定額減税前)」

①令和6年4月、6月、8月の額 6,800円(本年度仮特別徴収税額)

※前年度(令和5年度)の年税額を基に算出されています。

②令和6年10月、12月、令和7年2月の額

$$\begin{array}{l} \text{【年税額】} \quad \quad \quad \text{【仮特別徴収税額】} \\ [66,000 \text{ 円} - (6,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 回})] \div 3 \text{ 回} = \underline{\underline{15,200 \text{ 円}}} \end{array}$$

※決定した年税額から、仮特別徴収する額を差し引いた残りの税額を3回に分けて納付します。

なお、令和6年度は定額減税分を控除します。

定額減税 10,000 円分を 10 月分から控除

10 月分 5,200 円・12 月分 15,200 円・2 月分 15,200 円

③翌年度仮特別徴収税額の決定方法について(令和7年4月、6月、8月の額)

前年度年税額の2分の1を3回にわけて納付します。これにより年金から差引かれる納付額の不均衡が解消されることとなります。

$$\begin{array}{l} \text{【令和6年度年税額(定額減税前)】} \\ (66,000 \text{ 円} \times 1/2) \div 3 \text{ 回} = \underline{\underline{11,000 \text{ 円(翌年度仮特別徴収税額)}}} \end{array}$$

年金天引きが中止となる場合があります (町外への転出や税額の変更(一定要件あり)、年金支給停止等)

○特別徴収ができなくなった場合は、納付書による納付や口座振替により納めていただくことになります。

～問い合わせ先～

坂城町役場

〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050

総務課税務係

電話【代表】0268(82)3111(内線 143・144) 【直通】0268(75)6206